

おおい町お試し滞在支援事業補助金交付要綱

〔平成30年6月26日  
告示第 172 号〕

(通則)

第1条 おおい町お試し滞在支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町総合政策課所管補助金等交付要綱(平成18年おおい町告示第18号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この補助金は、本町への移住の促進を図るため、本町への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う者に対し、活動等に要する旅費の一部について、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、福井県外から本町への移住を目的として本町を訪問し、町内の旅館業の営業許可を有する宿泊施設又はおおい町お試し移住体験事業実施要綱(平成28年告示第205号)第2条に規定する住宅に宿泊する者とし、次の各号のいずれかに該当する活動(以下「補助対象活動」という。)を行うものとする。ただし、町の事業への参加により行う活動を除く。

- (1) 本町への移住を目的として、町内で住居又は仕事を探す活動
- (2) 本町への移住を目的として、町内の地域情報を収集する活動
- (3) その他、本町への移住を目的とした活動で、町長が特に認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、来町1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に補助対象者の人数を乗じて得た額とする。ただし、補助対象者の人数は1世帯につき4名を上限とし、小学生以下は2分の1の額とする。また、次の各号に掲げる地方区分は別表1のとおりとする。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 現住所が北海道地方・東北地方の者 | 19,000円 |
| (2) 現住所が関東地方の者       | 13,000円 |
| (3) 現住所が中部地方・近畿地方の者  | 5,000円  |
| (4) 現住所が中国地方・四国地方の者  | 10,000円 |
| (5) 現住所が九州地方の者       | 17,000円 |

2 補助金の交付は、1回を限度とする。

(交付申請及び決定)

- 第5条 補助対象者が属する世帯を代表する者（以下「申請者」という。）は、活動等の開始日の14日前までに、おおい町お試し滞在支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に申請者及び申請者が属する世帯の世帯員のうち移住を希望する者（以下「同行者」という。）の本人確認書類を添えて、町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、おおい町お試し滞在支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

- 第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、前条に掲げる書類の記載事項を変更（交付決定額の30%以内の減額は除く。）しようとする場合は、あらかじめ町長に届け出し、その承認を得なければならない。

(実績報告及び確定)

- 第7条 交付決定者は、町内での宿泊及び活動等が完了したときは、おおい町お試し滞在支援事業活動実績報告書（様式第3号）に町内の宿泊施設での宿泊及び宿泊費を証明する書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、宿泊費が発生しない場合は、宿泊施設内か宿泊施設前で、宿泊者全員で撮影した集合写真を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、おおい町お試し滞在支援事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 交付決定者は補助金の交付を請求しようとするときは、請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 町長は、交付決定者又は宿泊施設が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請をしたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき。

(補助金の返還)

- 第10条 町長は、前条の規定に基づき、補助を取り消した場合においては、期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

(報告及び書類の提出の請求)

第11条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

別表 1

地方区分	都道府県名
北海道地方	北海道
東北地方	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東地方	東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県
中部地方	新潟県・富山県・石川県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県
近畿地方	京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国地方	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国地方	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

\* 福井県在住者は補助対象外

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所

申請者

氏名

印

（連絡先 — — ）

おおい町お試し滞在支援事業補助金交付申請書

おおい町お試し滞在支援事業補助金の交付を受けたいので、おおい町お試し滞在支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

補助申請額	円				
滞在期間	年 月 日 から		年 月 日		
宿泊数	泊				
補助対象活動 *該当するもの 全てに☑を入れて ください。	<input type="checkbox"/> 住居を探す活動 <input type="checkbox"/> 仕事を探す活動 <input type="checkbox"/> 地域情報を収集する活動 <input type="checkbox"/> その他、おおい町への移住を前提とした活動 ( )				
宿泊施設名					
宿泊者	氏名	住所	生年月日	性別	続柄
	申請者				本人
	同行者				

\*宿泊者全員の現住所を証する書面の写し（免許証、保険証等）を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

おおい町指令 第 号

住 所  
氏 名

おおい町お試し滞在支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、おおい町お試し滞在支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

おおい町長

記

- 1 決定の内容 交 付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所

交付決定者

氏名

印

（連絡先 — — ）

おおい町お試し滞在支援事業活動実績報告書

おおい町お試し滞在支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により交付決定されたおおい町お試し滞在支援事業補助金について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

1 活動実績

宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
宿泊日数	泊	宿泊人数	人 (うち小学生以下 人)
宿泊費	円	宿泊施設名	

\* 宿泊費は、飲食代は除く

2 移住に関する活動実績

補助対象活動	活動月日	活動概要（具体的に記載してください）
<input type="checkbox"/> 住居を探す活動	月 日	
<input type="checkbox"/> 仕事を探す活動	月 日	
<input type="checkbox"/> 地域情報の収集活動	月 日	
<input type="checkbox"/> その他の活動	月 日	

3 添付資料

町内の宿泊施設での宿泊及び宿泊費を証明する書類

宿泊費が発生しないときは、宿泊施設内か宿泊施設前での宿泊者全員の集合写真

様式第4号（第7条関係）

おおい町指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定をしたおおい町  
お試し滞在支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので、おお  
い町お試し滞在支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

おおい町長

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |



様式第5号（第8条関係）

# 請 求 書

金 円也

ただし、 年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付の確定した補助金  
として

上記のとおり、おおい町お試し滞在支援事業補助金を請求します。

年 月 日

おおい町長 様

住 所  
氏 名

印

振込先

金融機関名	支店名	口座 種別	口座番号	口座名義人（かな）
		普通 当座		